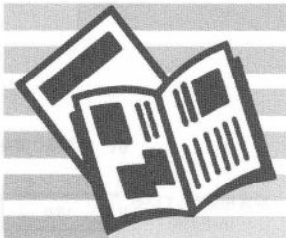


TOPICS



新しい在留管理制度について 法務省入国管理局

平成21年7月15日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、本年7月9日からの同法施行に伴い、これまでの「外国人登録制度」が廃止され、「新しい在留管理制度」が導入されることとなりました。

この新制度においては、これまでの外国人登録証明書に代わり、日本に中长期間在留する外国人の方には在留カードが交付されることとなりますが、これに伴い、外国人を雇用する際の確認方法が変わるほか、再入国許可を受けなくても一時的に出国することができ「みなし再入国許可」制度が導

入されるなど、これまでの制度が大きく変わります。

※詳細は、法務省入国管理局総務課、☎03-3580-4111、<http://www.immi-moj.go.jp/newimmact/index.html>

改正育児・介護休業法の 全面施行について 群馬労働局

平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた次の制度が、労働者数100人以下の事業主にも適用になるため、就業規則の整備が必要です。

▼短時間勤務制度

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日の所定労働時間を6時間とする）を設ける必要があります。

▼所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

▼介護休暇

要介護状態にある家族の介護その他の世話を行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

※詳細は、群馬労働局雇用均等室、☎027-210-5006、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/p0701-1.html>

中小企業金融円滑化法について 金融庁

中小企業金融円滑化法が、平成25年3月31日までの1年間に限り再延長されました。

金融機関は、引き続き、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り条件変更等を行います。また、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携して、中小企業等の経営改善支援や事業再生支援に取り組みます。

さらに、内閣府、金融庁、中小企業庁は、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を通じ、中小企業者等の経営支援等に向けた環境整備に取り組みます。

▼金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮について

金融機関には、

- ①取引先の経営課題の把握、分析
- ②経営課題の解決策の提案、経営再建計画の策定支援
- ③解決策の実行、進捗状況の管理・モニタリング

といった「コンサルティング機能」を發揮して、中小企業の経営支援を行うよう求めています。

▼中小企業等に対する支援措置について

金融機関は、全国の中小企業再生支援協議会や企業再生支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の外部機関と連携して、中小企業等の経営改善支援や事業再生支援に取り組みます。

※詳細は、金融庁金融サービス利用者相談室、☎0570-016811、<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>